
プロジェクト 金融商品に関する会計基準

項目 会計基準の開発に着手するか否かの検討

本資料の目的

1. 当委員会は、我が国の金融商品に関する会計基準（以下「金融商品会計基準」という。）の開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に関する意見を幅広く把握する目的で、2018 年 8 月 30 日に「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表し、2018 年 11 月 30 日まで広く一般から意見を募集した。

本資料は意見募集文書に寄せられたコメントを踏まえ、会計基準の開発に着手するか否かを議論することを目的としている。また、今回記載を追加した部分についてはラインマーカーを付している。

なお、意見募集文書に寄せられた主なコメントの概要（第 141 回金融商品専門委員会資料(2)を一部再構成）を参考資料として添付している。

全般的事項

金融商品に関する会計基準の開発の意義

（意見募集文書に寄せられたコメント）

2. 金融商品に関する会計基準の開発に着手することについて、企業会計審議会により、1999 年 1 月に「金融商品に係る会計基準」が設定された以降に生じた金融市場の環境変化を踏まえ幅広く利害関係者の意見を集約する機会となり、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながり得ること、及び金融危機後に大幅な改訂を行った国際的な会計基準との整合性を一定程度図ることにより、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得ること等を理由として、意義があるとの意見が多く聞かれている（参考資料第 4 項）。
3. 一方、国内の限定された地域において事業を展開している金融機関においては、グローバルに事業展開をしている金融機関の財務諸表と整合性を図る必要性は乏しいと考えられること、及び会計基準の開発により、ビジネスモデルへの影響、システム構築等の負荷、適用に際する混乱が予想され得ること等を理由として、会計基準の開発に着手することに否定的な意見も聞かれている（参考資料第 8 項）。

(第 143 回金融商品専門委員会及び第 408 回企業会計基準委員会において提示した事務局の提案)

4. 意見募集文書に寄せられたコメントでは、金融商品会計基準を開発する方向について支持が得られていると考えられるため、開発する方向で議論を進めることとしてはどうか（開発に着手する範囲については、第 8 項を参照。）。

プロジェクトにおいて検討する範囲

(意見募集文書に寄せられたコメント)

5. 開発の優先順位について、「金融資産の減損」の優先順位は高いとする意見が多く聞かれている。また、「ヘッジ会計」の優先順位は低いとする意見が多く聞かれている（参考資料第 11 項及び第 13 項）。
6. 「金融商品の分類及び測定」については、減損の対象となる資産や測定基礎を特定する必要があることから、「金融資産の減損」に関連する部分について開発の優先順位は高いとの意見が多く聞かれている。一方、「金融商品の分類及び測定」については、幅広く実務への影響が生じると考えられることから慎重に検討すべきとの意見や、国際的な会計基準との差異が大きいため検討対象に含めるべきとの意見も聞かれている（参考資料第 12 項）。
7. また、意見募集文書において今回のプロジェクトの範囲には含めていないとした「金融商品の認識の中止」については、検討範囲に含めるかどうか検討すべきとの意見も聞かれた（参考資料第 14 項及び第 16 項）。

(第 143 回金融商品専門委員会及び第 408 回企業会計基準委員会において提示した事務局の提案)

8. 「金融商品の認識の中止」については、意見募集文書では、「特別目的事業体の連結範囲と密接に関連する論点であり、将来的に、連結範囲の定めを国際的に整合性のあるものとするか否かを検討する際にあわせて検討することが適切と考えられる」としている。この記載に対して、今回のプロジェクトの範囲に含め、会計基準の開発に着手するか否かを検討すべきとの意見が一部あったものの、含めないとする方向に支持が得られていると考えられるため、今回のプロジェクトの範囲に含めないととしてはどうか。

9. 「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」については第17項以後で提案を行なっている。

(第143回金融商品専門委員会及び第408回企業会計基準委員会において聞かれた意見)

10. 金融商品の認識の中止について、意見募集文書への回答として、重要な論点であるので検討に含めるべきとのコメントがあるため、この段階で検討から除外する必要はないのではないか。
11. プロジェクトの範囲に含めないとして、その理由や背景について説明を加える必要があるのではないか

(今回の追加的な分析及び提案)

12. 例えば、金融資産の証券化取引においては、仮に金融資産の譲受人への譲渡により認識の中止を行った場合でも、譲受人である特別目的事業体が連結子会社に該当する場合には、連結ベースでは、金融資産の認識の中止（譲渡損益の計上）は行われないことになる。このように、金融資産の認識の中止と連結範囲は密接な関係にあり、両者を同時に検討しないと認識の中止の定めを開発する意義が乏しくなると考えられる。

また、金融商品の認識の中止に関しては、国際会計基準審議会（IASB）は2009年にIAS第39号「金融商品：認識及び測定」で規定されていたリスク経済価値、支配、継続的関与など様々な概念を取り入れた混合モデルを支配モデルに変更する提案を行ったが、市場関係者からの賛同が得られず、従来モデルのままIFRS第9号に移管されている。一方、米国財務会計基準審議会（FASB）は現行の日本基準のモデルとなった1996年に公表したSFAS第125号「金融資産の譲渡及びサービシング、並びに負債の消滅に関する会計処理」について、その後、一部修正を図ったものの、支配の移転を基礎としたアプローチは変更されておらず、国際的な会計基準間でも差異が残っている状況である。

これらを踏まえ事務局の提案（第8項）を変更せず、今回の金融商品会計基準のプロジェクトの範囲には含めないこととしてはどうか。

国際的な整合性を図る対象、程度及び個別財務諸表上の取扱い

(意見募集文書に寄せられたコメント)

13. 国際的な整合性を図る対象については、IFRS 適用国は、世界的に広がっており、我が国においても IFRS 適用会社数は、米国会計基準適用会社数を上回っている状況にも鑑み、原則として、優先的に IFRS と整合性を図ることが望ましいとの意見が比較的多く聞かれている。一方、IFRS と米国会計基準で異なる取扱いを定めている点については、米国会計基準も参考にして検討すべきであるとの意見も聞かれている（参考資料第 21 項から第 25 項）。
14. 国際的な会計基準との整合性を図る程度については、国際的な会計基準の基本的な原則を取り入れることを出発点としつつも、比較可能性を損なわない程度で我が国の固有の事情を考慮して検討すべきであるとの意見が比較的多く聞かれている。（参考資料第 26 項から第 30 項）。
15. 連結財務諸表と個別財務諸表において異なる会計処理を定める必要性については、原則として同一の会計処理を定めるべきであるとの意見が多く聞かれている。また、税法・会社法等関連諸法規との整合性についての配慮、又は関連当局との調整を要望するとの意見が聞かれている（参考資料第 31 項から第 35 項）。

（第 143 回金融商品専門委員会及び第 408 回企業会計基準委員会において提示した事務局の提案）

16. 国際的な整合性を図る対象、程度及び個別財務諸表上の取扱いについては、仮に会計基準の開発に着手する場合、その過程で検討を行うこととしてはどうか。

金融商品の分類及び測定

（意見募集文書に寄せられたコメント）

17. 「金融資産の減損」の検討に当たっては、減損の対象となる資産や測定基礎を特定する必要があることから、「金融商品の分類及び測定」のうち「金融資産の減損」に関連する部分については、「金融資産の減損」と同時または先行して検討する必要がある。
18. 事業モデル要件及び契約キャッシュ・フロー要件に基づく分類について、次の観点から慎重に検討すべきであるとの意見も多く聞かれている（参考資料第 42 項）。
 - (1) 保有目的に基づく分類区分（現行の日本基準及び米国会計基準）と比較した場合の有用性

(2) FVPL 測定の対象となる金融商品が増加する場合に想定される財務諸表作成者の投資運用方針の変更による資本市場への影響

(3) 要件判定のための新たな業務フローやシステム対応等のコストの負担

一方、企業の恣意性を排除する合理的な規定であるとして、事業モデル要件及び契約キャッシュ・フロー要件に基づく分類を日本基準に取り込むことを妥当とする意見も一部から聞かれている（参考資料第 42 項）。

19. 非上場株式に対する公正価値測定について、次の点に対する懸念が聞かれている（参考資料第 43 項）。

(1) 株式の評価方法には多様な評価方法が存在しており単一の統一的な評価方法がなく、また非上場株式は市場で容易に売却できないことから、客観性や実現可能性の乏しい損益が計上され、財務諸表全体の信頼性を損ねてしまうおそれがあること

(2) 公正価値算定のために必要とされるデータ収集・整備及びシステム構築コスト等の負担

20. また、投資信託等に対する FVPL 測定について、次の点に対する懸念が聞かれている（参考資料第 44 項）。

(1) 投資信託の基準価格の変動によっては、純利益の短期的な変動可能性を著しく高める可能性があり、企業の投資目的やビジネス特性を適切に反映しなくなるおそれがあること

(2) 投資信託の短期的な価格変動による影響が損益に取り込まれることになると、長期運用の投資ポートフォリオへの組み入れを見直す等、財務諸表作成者の投資運用方針の変更が資本市場へ影響を与えること

21. これらのほか、次の意見が聞かれている。

(1) オフバランス項目のエクスポージャーの減損：IFRS 第 9 号で減損の対象とされるローン・コミットメントや金融保証契約等のオフバランス項目のエクスポージャーに対しても、国際的な会計基準との整合性を図る観点から、減損の対象範囲に含めるべきであるとの意見が聞かれている（参考資料第 59 項）。

(2) FVOCI オプション：FVOCI オプションの適用対象について、当期純利益の総合的な業績指標としての有用性を低下させることから、リサイクリングするべきであるとの意見が聞かれている（参考資料第 45 項）。

- (3) 有価証券の減損：負債性金融商品の減損について、簡便法を設ける又は時価を基礎とした減損を維持すべきであるとの意見や、FVOCI オプションを適用する資本性金融商品の時価を基礎とした減損についても検討が必要であるとの意見が聞かれている（参考資料第 60 項）。
- (4) 公正価値オプション：会計上のミスマッチを除去又は低減できる可能性があることから導入を支持する意見が多く聞かれている。（参考資料第 46 項）。
- (5) 組込デリバティブ：主契約が金融資産である場合の組込デリバティブの一体処理について、管理上の実態に基づく区分処理を容認する現行の我が国の会計基準上の取扱いに関して、同一の取引等に対して異なる結果となる等の理由により改訂を支持する意見が聞かれている一方で、改訂した場合におけるリスク管理方法に及ぼす影響等を懸念する意見も聞かれている（参考資料第 47 項）。
- (6) 償却原価（実効金利法）：「金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料」の取扱いについて国際的な会計基準との整合性を図るべきであるとして、実効金利法の導入を支持する意見が聞かれている。一方で、金融商品の予想存続期間における将来キャッシュ・フローの見積りにかかわる実務上の負荷、システムコスト及び税務との整合性などの観点から、反対する意見も聞かれている（参考資料第 50 項）。
- (7) FVOCI 測定の外貨建債券の為替換算差額：IFRS 第 9 号における FVOCI 測定の外貨建債券の為替換算差額を純損益に認識する規定について、反対又は慎重な検討を要望する意見が聞かれている（参考資料第 51 項）。
- (8) 保険業における取扱い：現行の「責任準備金対応債券」について、保険業における取扱いを別途定めることが必要な可能性があるとの意見が聞かれている（参考資料第 39 項(2)）。

（事務局の提案）

国際的な会計基準と整合性を図る必要性

22. 金融資産の分類及び測定は、金融商品会計の根幹となるものであり、一般的に国際的な会計基準と整合性を図る必要性は高いものと考えられる。特に、どのような金融資産を貸借対照表上において時価評価するか、また、貸借対照表において時価評価した場合に、評価差額を当期純利益に計上するか、その他の包括利益に計上するかは、当期純利益の金額及び純資産の金額に重要な影響を与えるため、投資家の意

思決定の有用性に大きな影響を与えると考えられる。

国際的な会計基準と日本基準

23. 1999年に企業会計審議会により制定された我が国の金融商品会計基準における金融資産の評価は、保有目的に着目したその当時の米国会計基準と整合性を図ったものであり、IAS第39号も基本的には保有目的に着目した基準であった。その後、IFRSにおいては抜本的な改正を図られ、IFRS第9号にて事業モデル要件及び契約キャッシュ・フロー要件に基づく分類を採用することとなったが、米国会計基準は、引続き保有目的に着目した定めとなっているため、IFRSと米国会計基準の間で差異が生じている。

なお、米国会計基準と日本基準は従来整合していたが、2016年に米国会計基準は、株式について原則として非上場株式も含めてFVPLにする改正を行ったため、現状では、その点で日本基準と異なっている。

意見募集文書において聞かれている意見

24. 仮にIFRS第9号に整合性を図ることとした場合、主に、以下の点で強い懸念が聞かれている。

(1) 事業モデル要件及び契約キャッシュ・フロー要件に基づく分類については、便益がコストを上回るか慎重に検討すべきである(第18項参照)。

(2) 非上場株式に対する公正価値測定を懸念する(第19項参照)。

(3) 投資信託等に対するFVPL測定を懸念する(第20項参照)。

25. 一方、IFRSと整合性を図る取組みを行わない場合、IFRSと日本基準に重要な差異が残ることになる。また、その場合、米国会計基準との比較では、保有目的に着目した基準体系は似ているが、重要な論点である株式の時価評価について差異が生じ、IFRS、米国会計基準いずれとも整合しないものとなる。

我が国における会計基準に関する基本的な考え方との関係

26. 当委員会は、会計基準に関する基本的な考え方として、企業の総合的な業績指標としての当期純利益の有用性を保つことなどを掲げており、国際的に意見発信を行っ

てきている。その観点では、以下の点で国際的な会計基準の会計処理に対する懸念がある。

(1) 投資の性格に応じた資産及び負債の評価の観点からは、IFRS 第9号及び米国会計基準における株式の測定において、トレーディング目的で保有するもの以外の株式にもFVPLによる測定が採用されている点(IFRS 第9号では、FVOCIによる測定も例外的に認められている。)が、我が国における基本的な考え方と異なる。特に、非上場株式の時価評価については、修正国際基準において「削除又は修正」はしていないものの、特に懸念が寄せられた事項として識別されている。

(2) IFRS 第9号における株式の測定にFVOCIを用いた場合のノンリサイクリングについては、当期純利益の有用性を損なうとの理由で、修正国際基準において受け入れ難いものとして「削除又は修正」を行っている。

分類及び測定と減損の適用範囲の関係

27. IFRS 第9号における減損の適用範囲は、以下のとおり日本基準の貸倒引当金の設定の対象範囲と異なる場合がある。

<日本基準で貸倒引当金の対象でないがIFRS 第9号の減損の対象となるもの>

- 償却原価やFVOCIで測定される債券(日本基準では、満期保有目的の債券やその他有価証券のうちの債券について、時価が著しく下落した場合の減損の定めはあるが、貸倒引当金の対象ではない。)
- ローン・コミットメント(日本基準ではローン・コミットメントの貸倒引当金についての特別な定めは無い。)

<日本基準で貸倒引当金の対象であるがIFRS 第9号の減損の対象とならないもの>

- デリバティブが組み込まれた債権(IFRS 第9号では金融資産の区分処理が認められていない。日本基準では、所定の要件を満たす場合に区分処理が求められるが、所定の要件を満たさない場合でも管理上区分しているときは区分処理が認められ、貸倒引当金の対象となり得る。)
- IFRS 第9号において契約キャッシュ・フロー要件を満たさないため、FVPLで測定される債権。例えば、利益参加型のノンリコース・ローンなど(日本基準では債権については貸倒引当金の対象となる。)
- 一部の金融保証契約(IFRS 第9号では法的形式ではなく、契約の実態に合

わせて金融保証契約の範囲を定め減損の対象を定める。日本基準では、銀行においては、対応する支払承諾見返が貸倒引当金の対象となっている。)

まとめ

28. これらの状況を踏まえると、国際的な会計基準との整合性を図る会計基準の開発に着手するか否かについては、なお慎重に検討を続ける必要があるものと考えられる。
29. なお、仮に米国会計基準とさらなる整合性を図るためには株式の評価を原則としてFVPLで測定することを検討することになるが、この点については第26項に記載したとおり、我が国における会計基準に関する基本的な考え方と異なる可能性があり、適切ではないものと考えられる。
30. 第27項に記載したとおり、IFRS第9号における減損の適用範囲は日本基準の貸倒引当金の設定の対象範囲と異なる。分類及び測定に関する開発を行うか否かを先に決めない場合、以下のような状況が生じる可能性があると考えられる。
 - (1) 減損の適用範囲に含めた金融商品について、その後の分類及び測定の検討によりFVPLで測定されることとなる可能性がある。
 - (2) 減損の適用範囲に含まれないとした金融商品について、その後の分類及び測定の検討により、その金融商品が償却原価、もしくはFVOCIで測定されることになり減損の対象となる可能性がある。
31. これらを踏まえると、以下の進め方が考えられる。
 - (1) まず減損の中心的な課題である金融機関における貸出金に関する減損の検討を行う。

同時並行的に、第27項に記載した分類及び測定と減損の定めとの関係(IFRS第9号における減損の適用と日本基準の貸倒引当金の設定の対象範囲)の整理を行う。
 - (2) その後、分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かを決定する。

仮に分類及び測定全体に関する会計基準の開発に着手しないこととなった場合には、IFRS第9号の減損の適用範囲(貸出金など債権の他、満期保有目的の債券やその他有価証券のうちの債券、ローン・コミットメント及び金融保証契約等)に合わせて限定的な分類及び測定及びその他の開発(例えば、減損の

対象とする債券の範囲、貸出金など債権や債券の実効金利法やローン・コミットメント及び金融保証契約の測定など。)を行うか否かを決定する。

金融資産の減損

(意見募集文書に寄せられたコメント)

32. 総論としては、金融危機後の会計基準の見直しにおいて予想信用損失モデルの導入が国際的な潮流となっていることなどから、日本基準の国際的な整合性を図るうえで開発の優先順位は高いとする意見が多く聞かれている（第5項参照）。
33. 一方、我が国の中小企業金融の特性と整合していないIFRSの規定の導入により、結果として融資姿勢が消極的になり、金融仲介機能を阻害するおそれが懸念されるとして、開発を支持しないとする意見も聞かれている（参考資料第8項参照）。
34. 仮にIFRS第9号の相対的アプローチを採用する場合には、同一債務者に対する貸出であっても貸出実行時の信用リスクの違いにより引当額が異なる可能性があることや、債権単位での引当金の算定が必要となるため、次の観点から慎重に検討すべきであるとの意見が聞かれている（参考資料第53項から第57項参照）。
- (1) 債務者単位をベースとした現行の与信実務やリスク管理実務との整合性
 - (2) 財務諸表作成者の与信行動（特に信用リスク変化の大きい貸出）への影響
 - (3) 貸出実行時の信用リスクなどのデータ整備等のコストの負担
 - (4) 「信用リスクの著しい増加」や「重大な財政的困難」の解釈に基づくステージ判定のばらつき
35. 当初認識時の信用リスク・データを整備し各金融資産に紐付けて保存するためのプロセスの整備自体を不要とすることができる、全期間の予想信用損失モデルを採用している米国会計基準のアプローチも含めて検討すべきとする意見も聞かれている（参考資料第54項参照）。
36. 将来予測情報を反映した予想信用損失に基づく引当について、主に次の点につき、実務に対する懸念が聞かれている（参考資料第58項参照）。
- (1) 将来予測情報の具体的反映方法等、予想信用損失の算定実務における困難性
 - (2) 予想信用損失を算定するためのデータ蓄積、データ整備・保存のためのシステム構築等のコストの負担

(3) 財務諸表作成者の与信行動への影響（貸出の短期化等）

（第 143 回金融商品専門委員会及び第 408 回企業会計基準委員会において提示した事務局の提案）

37. 金融危機で顕在化した信用損失の Too Little Too Late 問題へ対応するために、国際的に予想信用損失モデルが導入されており、国際的な整合性を図る観点から、「金融資産の減損」について開発に着手する意義は高いと考えられる。そのため、金融商品会計基準の開発に着手してはどうか。
38. 仮に「減損」について開発に着手する場合、特に以下のような点の検討が必要と考えられる。
- (1) 国際的に整合性を図る対象（IFRS 第 9 号のモデル、米国会計基準における CECL モデル）
 - (2) IFRS 第 9 号のモデルを基礎として整合性を図る場合、現状における債務者単位の管理手法と適合させるための手法
39. なお、仮に「減損」について開発に着手する場合、IFRS 第 9 号の「分類及び測定」について全面的に開発に着手するか否かに関わらず、「減損」について国際的に整合性を図る観点から、IFRS 第 9 号で「減損」の対象とされるもの（償却原価や FVOCI で測定される債券やローン・コミットメント及び金融保証契約等）については開発に着手し、検討の対象に含めることが考えられる。
- また、償却原価（実効金利法）に関する検討を行うことが考えられる。

（第 143 回金融商品専門委員会及び第 408 回企業会計基準委員会において聞かれた意見）

40. 金融資産の減損という用語については、我が国の金融商品会計基準の体系の中で定められている貸倒引当金等の用語と比べて、用語の使用方法や意味の範囲等において違いがあると考えられるため、今後、それらについて丁寧に説明をしていくことが望ましい。
41. 金融資産の減損に関する事務局の提案を述べている第 39 項の記載については、慎重に判断を行う必要がある。

(今回の追加的な分析及び提案)

42. 第 31 項では、IFRS 第 9 号における減損の適用範囲は日本基準の貸倒引当金の設定の対象範囲と異なるため、以下の進め方を提案している。

(1) まず減損の中心的な課題である金融機関における貸出金に関する減損の検討を行う。

同時並行的に、第 27 項に記載した分類及び測定と減損の定めとの関係（IFRS 第 9 号における減損の適用と日本基準の貸倒引当金の設定の対象範囲）の整理を行う。

(2) その後、分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かを決定する。

仮に分類及び測定全体に関する会計基準の開発に着手しないこととなった場合には、IFRS 第 9 号の減損の適用範囲（貸出金など債権の他、満期保有目的の債券やその他有価証券のうちの債券、ローン・コミットメント及び金融保証契約等）に合わせて限定的な分類及び測定及びその他の開発（例えば、減損の対象とする債券の範囲、貸出金などの債権や債券の実効金利法やローン・コミットメント及び金融保証契約の測定など。）を行うか否かを決定する。

43. 前項の進め方を前提とし、仮に減損に関する会計基準の開発に着手することとした場合に、特に検討すべき事項としては、以下のようなものがあると考えられる。

(1) IFRS 第 9 号の相対的アプローチを採用したモデル（以下「ECL モデル」という。）と米国会計基準におけるモデル（以下「CECL モデル」という。）の比較

金融商品会計基準について国際的な会計基準と整合性を図る場合に、整合性を図る対象としては、基本的に IFRS とすることが考えられる。ただし、減損については、ECL モデル¹と CECL モデル²が、根本的な考え方の点で異なってい

¹ (IFRS 第 9 号の ECL モデルのコンセプト)

報告日における債権の信用リスクの絶対評価に基づき全期間の予想信用損失の認識を行う絶対的アプローチでは、信用リスクが高いが、そのリスクに見合う価格付けをしている債権についても、常に全期間の予想信用損失を計上することになり、損益に関する有用な情報を提供しない可能性がある。したがって、ECL モデルでは相対的アプローチを採用している。

² (米国会計基準の CECL モデルのコンセプト)

予想信用損失に係る引当は、金融資産の償却原価から控除される評価勘定と定義され、正味の償却原価に回収予定額を反映させるためのものとされている。そのため、資産が認識された時点から全期間の予想信用損失が認識されることとなる。たとえリスクに見合った価格付けがなされていたとしても、認識時より全期間の予想信用損失が計上される。

るため、比較検討を行う必要があるものと考えられる。

(2) 債務者単位の管理手法と適合させるための手法

意見募集文書へのコメントでは、我が国の信用リスク管理は、債務者単位で行うことが一般的であり、企業実務への影響に鑑みれば債務者単位での判定も認めるべきであるとの意見が多く聞かれている（第34項）。また、ECLモデルで採用されている相対的アプローチには、金融商品の当初認識時以降の信用リスクを追跡しなければならないという実務上の負荷が大きいとのコメントを寄せられている（第34(3)）。よって、仮にECLモデルを基礎として会計基準の開発を行う場合、債務者単位の管理手法と適合させるための手法を構築する必要があるか否かを検討する必要があるものと考えられる。

(3) 将来予測的な情報の利用

国際的な会計基準では、合理的で裏付け可能な将来予測的なマクロ経済情報や業種情報も含めて、すべての関連性のある信用情報を織り込まなければならないとされている。この点について、現行の実務では、マクロ経済情報や業種、地域などに関する様々な将来予測情報を用いて分析を行い、それを引当の見積りに反映させる実務は一般的ではないものと考えられるため、合理的で裏付け可能な将来予測情報としてどのようなものを利用するか、また、対象とする期間や反映させる方法について検討が必要であると考えられる。

(4) 中小規模の金融機関への対応

意見募集文書のコメントでは、ECLモデルで採用されている相対的アプローチを採用することに関する懸念が多く聞かれており、簡便的な手法等の必要性に関する検討を行うことが考えられる。

(5) 仮にECLモデルを採用する場合、どの程度整合性を図るか。

仮にECLモデルを採用する場合、IFRSの定めを基本的に取り入れる方法（例：時価の算定に関する会計基準）とするか、会計基準に準拠することにより得られる財務情報が投資家の観点で大きく異ならない程度とする方法（例：企業結合、固定資産の減損等）とするかについて検討する必要がある。

(6) 連結財務諸表と個別財務諸表の取扱い

当委員会において、これまでに開発してきた会計基準では、基本的に連結財務諸表と個別財務諸表において同一の会計処理を定めてきているが、減損に関する会計基準は、周辺制度の利害調整に影響を与えることが考えられるため、

周辺制度に与える影響や作成コスト等を踏まえ、連結財務諸表と同一の扱いとすべきかどうかについて検討を行うことが考えられる。

ヘッジ会計

(意見募集文書に寄せられたコメント)

44. 現状では、IFRS 第9号とIAS 第39号におけるヘッジ会計にかかわる規定が併存しており、さらに国際会計基準審議会（IASB）において「動的リスク管理」（マクロヘッジ）にかかわるプロジェクトが進行中であること、IFRSと米国会計基準に差異が存在すること等の理由から、開発の優先度は低いとの意見が多く聞かれている（参考資料第13項）。
45. なお、仮に検討を行う場合であっても、現行の日本基準における次の会計処理を維持すべきであるとの意見が聞かれている（参考資料第62項及び第63項）。
- (1) 金利スワップの特例処理
 - (2) 為替予約の振当処理
 - (3) 業種別ヘッジ会計（銀行業、保険業）

(第143回金融商品専門委員会及び第408回企業会計基準委員会において提示した事務局の提案)

46. 「一般ヘッジ」については、IFRSにおけるマクロヘッジの取扱いが今後どうなるかについて不透明なこと、現状ではIFRS第9号とIAS第39号が並存していることを踏まえ、当面、開発に着手しないこととしてはどうか。

(第143回金融商品専門委員会及び第408回企業会計基準委員会において聞かれた意見)

47. IFRS第9号とIAS第39号におけるヘッジ会計に関する規定が併存している状況ではあるが、IFRS第9号におけるヘッジ会計の見直しにより、リバランス等、企業のリスク管理の実態をより会計処理に反映するための新たな規定が導入されており、国際的な整合性を図るため、これらについての部分的な検討は進めてもよいのではないかと。

48. ヘッジ会計については、優先度から見ると高くないという趣旨で回答している例が多いのではないかと推察する。しかしながら、IBORに関連する論点が発生する等、状況が変化しているため、ヘッジ会計に関する検討を全く行わないことは得策ではなく、順番としては後順位になるかもしれないが検討すべき課題として捉える必要があると考える。

(今回の追加的な分析及び提案)

49. 上記のとおり、ヘッジ会計について部分的な検討を求める意見や検討を全く行わないことに問題がある旨の意見が聞かれているが、事務局の提案は将来的なヘッジ会計の検討を否定するものではなく、前回同様、当面、開発に着手しないことを提案する。

ディスカッション・ポイント

会計基準の開発に着手するか否かに関する事務局からの提案について、ご意見を頂きたい。

以 上